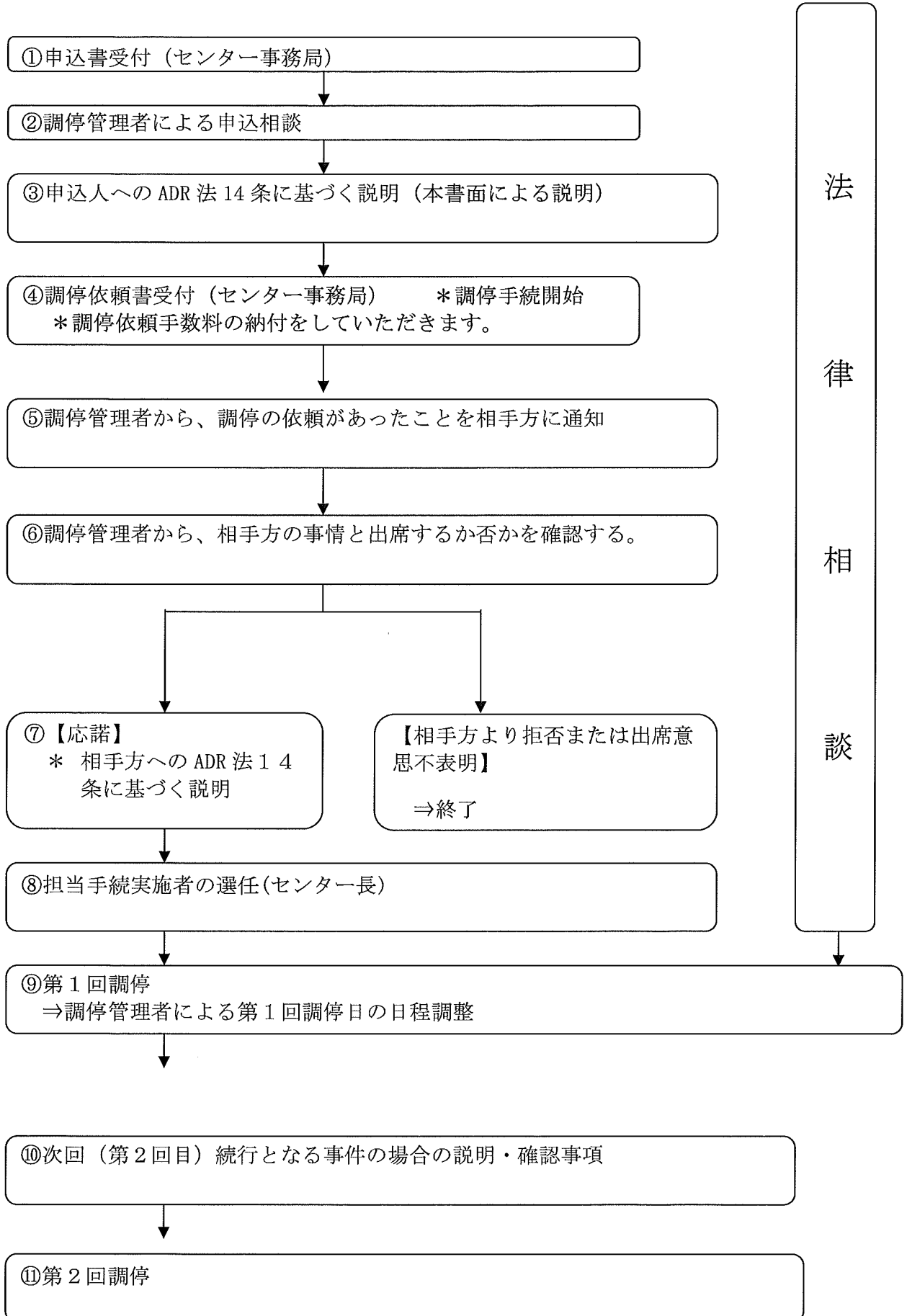
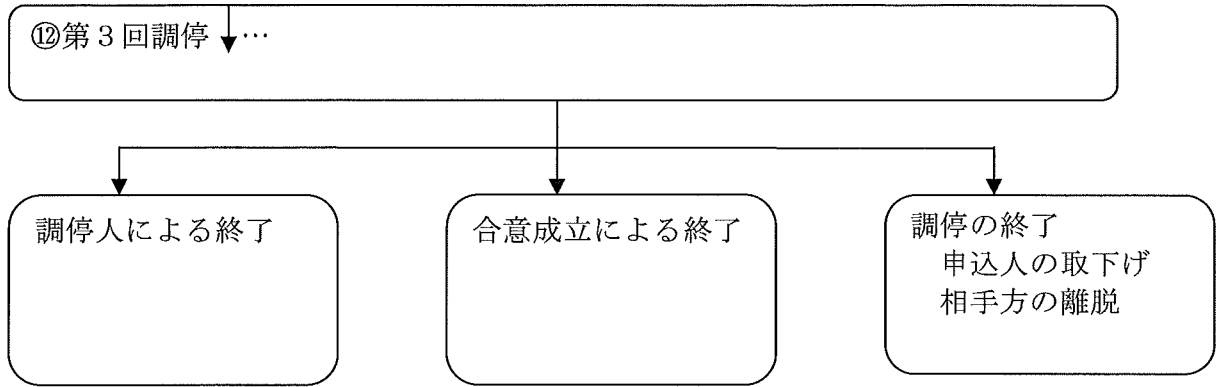


<調停の進行について>





<調停管理者について>

「調停管理者」とは、利用者の方に、当センターをご利用いただくにあたり、必要な説明・案内をする者です。

具体的には、

- ① 申込をお考えの方へ法律相談を受けていただくようにご案内すること
- ② 申し込まれた方からの申込相談を受けること
- ③ 申し込まれた方および相手方へ調停手続を説明すること
- ④ 申し込まれた方および相手方から事案の概要を伺うこと
- ⑤ 調停依頼書の作成をお手伝いすること
- ⑥ 相手方としてご利用いただく方への通知およびご案内（法律相談のご案内も含む）
- ⑦ 第1回目の話し合いの日程調整および必要書類等のご案内
- ⑧ その他、調停手続に関するご案内

をいたします。

利用者の皆様は、手続終了までご不明なことは調停管理者にご相談ください。